



2020年3月24日

東武ビルマネジメント株式会社
取締役社長 伊藤 克俊



監督処分に係る業務改善措置について

1. 事実認識

弊社は、令和2年2月28日付の指示処分を厳粛に受け止め、再発防止策を策定し全社をあげて取り組んでおります。本件管理組合様には、ご報告とお詫びのうえ、損害を補償させていただきました。併せて監督官庁である国土交通省関東地方整備局に報告し、今回の処分となったものであります。今後は、このような不祥事を二度と起こさないように、更なる法令遵守の徹底とコンプライアンスの強化を図り信頼回復に努めてまいる所存です。

お客様並びに関係者の皆様には多大なご迷惑をお掛けいたしましたことをあらためてお詫び申し上げます。

2. 業務改善に向けた取り組み

(1) 違反行為の内容及び処分内容の周知徹底について

今回の概要について本件事案の発覚以降、社報および通達にて役職員に周知いたしました。監督処分の内容につきましては、処分を受けた後、通達により周知いたしました。

(2) 法の規定の遵守の徹底と研修の継続的な実施について

継続的に実施している社員研修・マンション管理員研修において、コンプライアンス研修を更に強化し、法令遵守と社会規範を再認識させ、コンプライアンス意識の徹底を図ります。

(3) 業務の調査・点検と管理体制の整備

本件事案発覚後、管理委託契約を締結頂いている管理組合様において本件同様の事象が生じてないかを再点検した結果、同様の事案はございませんでした。また、定期的な監査・業務点検につきまして、これまでの監査・点検に新たな項目を追加し管理体制の強化を図ります。

(4) 再発防止策について

再発防止については、以下の再発防止策を実施して参ります。

- ① 全役職員へのコンプライアンス教育を強化し意識の徹底を図ります。
- ② 業務監査・点検を充実強化し継続的に業務の実施状況を確認します。
- ③ 現金取り扱い業務の見直しを管理組合様と協議します。

【本件に関するお問い合わせ先】

東武ビルマネジメント株式会社 マンション管理部 03-3623-9813

(受付時間 10:00~17:00 土曜日・日曜日・祝日を除く)

以上